

一 般 質 問 通 告 書

(代 表 ・ ○ 個 人)

受理番号 No. /

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
市内の障がい児通所支援事業所の質の確保と県との連携について	1 障がい児通所支援事業所について 下記の項目における丹波市の具体的な取組を示していただきたい。 (1) 事業所等の利用についての支給決定 (2) 保護者からの相談 (3) 市内に8か所ある相談支援事業所のうち、18歳未満を対象とする6相談支援事業所との連携 (4) 受給者のサービス利用状況の把握 2 市内の障がい児通所支援事業所に対する監査、指導体制等はどのようなになっているのか。 3 丹波市が把握した問題や内容を県へ情報提供する仕組みは整えられているか。また逆に、県から丹波市に提供があった場合、市ではどのように対応するのか。 4 市内の障がい児通所支援事業所との協働のために、市としてどのようななかかわりが必要だと考えているか。	市長				
質 問 方 式	一 括 ・ ○ 一 問 一 答					
発言時間	50 分 (質疑応答を含み 60 分以内とする。)					
令和8年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和8年 8 月 14 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 広田まゆみ 議席番号 15 所属会派名 丹新会						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和8年8月14日 午 (前・後) 11時27分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代 表 ・ ○ 個 人)

受理番号 No. 2

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1, 食品ロス削減について	① 食品ロス削減に向けて「食べきり運動協力店」の認定飲食店の推進等に再度取り組めないか ② 食品ロス削減の啓発効果を高めるため、強化月間を設定し集中的なキャンペーンを実施できないか ③ 家庭からでる家庭系食品ロスと、飲食店や企業からでる事業系食品ロスの発生量の現状は ④ 外食で余った料理を持ち帰れる仕組みづくりを促進できないか	市長
2, 犯罪被害者等の転居支援について	犯罪被害により転居を余儀なくされた被害者やご遺族に転居見舞金を支給できないか	

質 問 方 式	一 括 ・ ○ 一 問 一 答
---------	-----------------

発言時間	60 分 (質疑応答を含み 60 分以内とする。)
------	---------------------------

令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。

令和 8 年 8 月 16 日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

丹波市議会議員 須原 弥生

議席番号 1

所属会派名 公明党

議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 17 日 午 (前 ・ 後) 8 時 30 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(個人 ・代表)

受理番号 No. 3

質 問 項 目	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手
① 市民の暮らしを守る 物価高騰対策について	(1) 丹波市における物価高騰の現状 と市民生活への影響について、どう のように認識し把握しているのか。 (2) 国の財政支援を待つのではなく、 どのような形であれ、市単独でも できること。とりわけ、低所得者層 (住民税非課税世帯・生活保護受給 世帯)、ひとり親家庭、ヤングケアラ ー等に対する生活支援を早急を実施 すべきではないのか。	市長
② 丹波市「非核平和都 市宣言」について	(1) 「宣言」に基づく、市の取り組み の内容とその評価について (2) 被爆地広島・長崎の実相を次世 代に伝えるために、公募による高校 生等若い世代の現地への派遣事業を 実施してはどうか。 (3) 「非核三原則」についての市長 の見解を求める。	市長
質 問 方 式	一問一答 ・一括	
発 言 時 間	60分（質疑応答を含み60分以内とする。）	
令和8年第147回丹波市議会9月定例会において一般質問を行いたいの で、丹波市議会会議規則第62条第2項に基づき、下記のとおり通告いたしま す。 令和8年8月17日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 西本 嘉宏 議 席 番 号 10 所属会派名 日本共産党議員団		

議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和8年8月17日 午(前・後) 8時30分受理

一 般 質 問 通 告 書

(代表 ・ 個人)

受理番号 No. 4

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 令和9年4月に運営開始予定の「CAMPus 丹波」の現在の進捗状況について	来年度より運営開始される「CAMPus 丹波」について、以下の点を伺います。 ① 工事の進捗状況 ② ホームページにて各施設の予約、問い合わせを開始していますが、予約の内容、予約状況等 ③ オープニングセレモニーの日時、内容等 ④ 運営開始に向けての広告、宣伝はどのような方法で周知に向けて取り組むのか。 ⑤ 利用状況や利用者の声等により、バスの停留所を新設する考えはないか。	市長
2 市内中学校の通学路の安全対策について	市内中学校の通学路において木の枝やつる等が伸び放題の箇所があると数件伺いました。その際の対応について以下の点を伺います。 ① 生徒や地元住民の通報があった場合、各学校で対応しているのか。 ② 各学校において、通学路の危険箇所（交通量が多い等も含む）は把握しているのか。	市長 教育長
質 問 方 式	一 括 ・ 一問一答	
発 言 時 間	40 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）	

令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、
丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。

令和 8 年 8 月 17 日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

丹波市議会議員 大垣 利明
議席番号 4
所属会派名 丹（まごころ）

議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 7 日 午 (前・後) 10 時 31 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(個人)
受理番号 No. 5

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
1 ロジックモデルと AAR サイクルなどの考え方を活用した行政評価について	ロジックモデルでは、施策・事業の取組から、市民や地域に生まれる成果、政策や各種計画の目標達成までのつながりを整理します。本市における行政評価の目的と、こうしたつながりを整理する上で、現在どのような課題を認識しているのか伺います。	市長				
2 NPS・NPGの考え方を踏まえた共創のまちづくりについて	市民を公共をともに担う主体として捉え、多様な主体が連携して公共の価値をつくる NPS・NPG の考え方は、今後の行政運営において重要であると考えます。本市では、この考え方をどのように位置づけ、政策の立案、実施、評価にどう取り入れているのか、具体的な取組を伺います。					
質 問 方 式	一問一答					
発言時間	60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 17 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 家田優樹 議席番号 14 所属会派名 丹新会						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 17 日 午 (前・後) 12 時 39 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代表 ・ 個人)

受理番号 No. 6

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手
1 学校給食無償化に伴う非喫食児童生徒への公平な支援について	① アレルギーや不登校、宗教上の理由等、やむを得ない事情により学校給食を喫食していない非喫食児童生徒がいる。小学校、中学校における非喫食児童生徒の数はそれぞれ何名か、現状をお伺いします。 ② 給食費無償化による恩恵が、非喫食児童生徒の家庭にも行き届くよう、給食費相当額の補助を行うなど、公平性を担保する救済措置を導入すべきと考えますが、その点についての見解をお伺いします。 ③ 仮に非喫食児童生徒を対象に、補助もしくは給付制度を導入、あるいは検討がなされる場合、就学援助を受けている非喫食児童生徒が給付の対象となるのか、お尋ねします。	教育長
2 避難所運営と行政の対応について	① 各避難所への行政職員（避難所担当職員）の初動参集基準と、また、通信が途絶した場合のバックアップ体制はどうなっているか。さらに、行政から地域住民（自主防災組織等）への運営権限の円滑な引き継ぎなどはマニュアル化されているか、お伺いします。 ② プライベートスペース（授乳室・更衣室や洗濯物干し場等）の確保など、特に女性視点を反映した避難所マニュアルの改訂は行われているか、お伺いします。 ③ 一般の避難所では生活が困難な高齢者や要配慮者の方のための「福祉避難所」の開設基準と、一般避難所からのスクリーニング、つまり移行体制はどのようなになって	市長

		いるのか、お伺いします。 ④マイナンバーカードやスマートフォンアプリを活用した迅速な「デジタル受付」や、各避難所の備蓄品の状況を災害対策本部とリアルタイムで共有する「物資管理システム」などを構築する必要があると考える。こういった情報の「可視化」について導入を検討されているか、お伺いします。				
質 問 方 式		一 括 ・ 一問一答				
発 言 時 間		60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）				
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 6 2 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 17 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 十倉 浩 議 席 番 号 2 所属会派名 公明党						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 17 日 午（前・後） 1 時 6 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代 表 ・ 個人)

受理番号 No. 7

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手
ふるさと納税を活用した地域産業の振興について。	(1) ふるさと納税返礼品について、市内事業者の売上推移、新規参入事業者数、新商品数などの実績から分析(評価)した今後の方向性についての考え方を伺う。 (2) 丹波市のふるさと寄附金の経費率の内訳を伺う。また、10月より経費率の上限が下がっていくようだが、丹波市としての対策は考えているのか。 (3) 今後、ふるさと納税を市の産業振興政策へつなげる取組に進めていけないか。	市長
食品ロス削減と生活困窮者支援をつなぐフードドライブの充実について。	(1) 市が行った生活困窮者支援として把握しているフードドライブの実績(寄附品受入量・提供件数・提供世帯数)の状況を伺う。 (2) 丹波市社会福祉協議会が実施されている食料品寄付(フードドライブ)活動と市の連携体制の状況を伺う。 食品ロス削減運動に関わることで、生活困窮世帯等との接点を見つけ出す手段として捉えている自治体もあるが、丹波市では支援を必要とされている方との接点を持つ仕組みは整っているのか。 (3) 食品ロス削減と生活困窮者支援の取り組みについて、庁内で一体的に進めていく方向性についての考えを伺う。	

アーバンスポーツの推進について。	(1) 第2次スポーツ推進計画にあるアーバンスポーツの施設の利用促進と、アーバンスポーツ普及の進め方についての考え方を伺う。					
質 問 方 式	一 括 ・ 一問一答					
発 言 時 間	60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）					
令和8年第147回丹波市議会9月定例会において一般質問を行いたいの で、丹波市議会会議規則第62条第2項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8年 8月 17日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 吉積 毅 議 席 番 号 12 所属会派名 丹新会						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処 理 欄
						令和8年8月18日 午（前・後） 8時30分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代 表 ・ ○ 個 人)

受理番号 No. 8

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
たんば水ビジョン2055(素案)について	(1) 東芦田水源については、地域との確認書どおり、通常時は利用しないことを堅持するべきと考えるがどうか。 (2) 包括業務委託について ①包括業務委託の基本的な考え方について ②水道事業にかかる人材育成について (3) 給水管の漏水対策について	市長				
質 問 方 式	一 括 ・ ○ 一問一答					
発 言 時 間	50 分 (質疑応答を含み 60 分以内とする。)					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 18 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 細見 昭文 議 席 番 号 9 番 所属会派名 日本共産党議員団						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 / 8 日 午 (前 ・ 後) 8 時 30 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代表 ・ 個人)

受理番号 No. 9

質 問 項 目	質 問 の 要 旨	質 問 の 相 手				
1 災害避難行動要支援者名簿提出について 2 災害時トイレパニック解消について	兵庫県では「誰一人取り残さない避難支援」として、市役所・防災及び福祉関係者等と連携しながら支援施策を実施しているとしていますが、丹波市の取組を伺います。 避難所生活の中で、一番困っていることがトイレの問題と言われているが、この課題について、丹波市としてどのような対策をとられているのか。また、その具体策を示していただきたい。	市長				
質 問 方 式	一 括 ・ 一問一答					
発 言 時 間	60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 18 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 大嶋 恵子 議 席 番 号 17 所属会派名 丹新会						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処 理 欄
						令和 8 年 8 月 18 日 午 (前・後) 9 時 48 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(個人)

受理番号 No. 10

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
(1) いっぱく茶屋の指定管理について	(1) 8月時点の選定の状況	市長				
(2) スクールバスの運用について	(2) 通学バス利用時の児童確認方法	教育長				
(3) トライやる・ウィークの生徒と受け入れ事業所について	(3) ①生徒と受け入れ事業所に関する指針の策定と、今後の対応方針について ②今年度実施されたトライやる・ウィークでは指針と対応方針は適用されたのか ③学校行事、市が主催する事業における児童・生徒の安全対策について	教育長・市長				
質 問 方 式	一問一答					
発 言 時 間	50 分 (質疑応答を含み 60 分以内とする。)					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 19 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 前田 安城 議席番号 6 所属会派名 丹・まごころ						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 19 日 午 (前・後) 9 時 9 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(個人)

受理番号 No. 11

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
(1) 丹波市における支援措置について	・ドメスティックバイオレンス、ストーカー行為等、これらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の適切な執行はなされているか。 ・過去に支援措置を行ったケースの中に虚偽であったと認識された事態があったか。	市長				
(2) 障がい者福祉について	丹波市では民間の相談支援事業所が利用者のプラン作成に関わることで、丁寧に計画を立てている現状があるが、今後、事業所以外が作成したセルフプランを受付していく考えはあるか。 また、市は相談支援事業所の業務について、助言・指導等ができるか。					
質 問 方 式	一問一答					
発 言 時 間	60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 19 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 高橋まみ 議 席 番 号 5 所属会派名 丹まごころ						
議 長	局 長	課 長	係 長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 19 日 午 (前・後) 9 時 15 分 受理

一 般 質 問 通 告 書

(代表 ・ ○個人)

受理番号 No. / 2

質問項目	質 問 の 要 旨	質問の相手				
1 丹波市の魅力（ブランド力）向上に向けて	① 道路や河川の維持管理について ア 除草作業の予定回数や時期について イ 除草作業後の対処方法について ウ 道路わきの植栽について エ 地域力の必要性について オ 除草の手法について カ 道路管理の瑕疵について ② 丹波市の農産物のブランド力の向上に向けて ③ 丹波市に無いものの創造について （若者の居場所など）	市長 市長 市長				
質 問 方 式	一 括 ・ ○一問一答					
発 言 時 間	60 分（質疑応答を含み 60 分以内とする。）					
令和 8 年第 147 回丹波市議会 9 月定例会において一般質問を行いたいのので、丹波市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記のとおり通告いたします。 令和 8 年 8 月 19 日 丹波市議会議長 谷水 雄一 様 丹波市議会議員 小川 庄策 議 席 番 号 7 所属会派名 無所属の会						
議 長	局 長	課 長	副課長兼係長	合 議	担 当	処理欄
						令和 8 年 8 月 19 日 午 (前・後) 10 時 2 分 受理